

公教育確立期における「御真影」の下賜と宿直制度

生 駒 俊 樹

In this paper, I first summarised previous research and verified the facts of ‘Goshin’ei’ (meaning ‘venerable true shadow’ that was eventually used to refer to portraits of Emperor Meiji) that occupied a significant position as a method of showing their respect to the emperor during school ceremonies in the pre-World War II period. The study looked into the history of Goshin’ei’ in Japan during the 20’s and 30’s of the Meiji period based on historical documents: receiving and presenting ‘Goshin’ei.’

In addition, we have considered the period from the 20’s to 40’s of the Meiji period and examined how school teachers and staff stored (hōchi) and guarded (hōgo) ‘Goshin’ei’. Furthermore, this paper also clarifies the facts the overnight duty of teachers who closely related with their role to store and guard ‘Goshin’ei’, even at the risk of their lives.

Regarding the contents and characteristics of the school ceremonies in the Meiji period, this is summarised in *Seikei University, Annual of the Teacher Training Course No. 28*. “School and Society-Holidays and School Ceremony during the Establishment Period of Public Education” (published by Seikei University Teacher Training Course Centre, 2019). Therefore, what is referred to as ‘the previous paper’ in this study refers to the above-mentioned article.

はじめに

私事になるが、御真影・教育勅語との出会いは、中学・高校での社会科・日本史の授業・教科書を経た、学生時代に遡る。御真影（当時は、戦前の昭和天皇・皇后）との出会いは、成蹊大学の教育史の講義であった。その後、進学した東京学芸大学の大学院の教育史の演習では、戦前の師範学校で使われていた明治天皇・皇后の実物の御真影とともに教育勅語も、戦前の青山師範学校で使われていた実物（紫色の袱紗に覆われた、黒塗りの漆の木箱に入っていた）を見ることができた。

他方、小学校低学年の頃、今日は学校で宿直をするという若い男の担任の先生から、宿直をする理由として、戦前は天皇・皇后の写真や大切な物（高校時代の日本史の授業で教育勅語の謄本のことだとわかった）を、火災・災害や盗難から守るために学校に泊まり込んでいて、今は夜間の電話対応、火災・災害や盗難防止のために先生方が分担で宿直をしている、と聞いたことを覚えている。

本稿では、主に明治20～30年代の上記の「御真影」の下賜の経緯を考察した後、明治20～40年代における御真影の奉置のあり方及び奉護と密接に関わる教員の当直・宿直の実情について明らかにしたい。明治期の学校儀式の内容及び特徴については、成蹊大学『教職課程年報—第28号—』（成蹊大学教職課程センター、2019年）の「学校と社会—公教育確立期の祝祭日と学校儀式—」でまとめている。そのため、以下の記述で前稿の論文とは、上記を指す。

1885（明治18）年12月、これまでの太政官制から新たに内閣制が施行されて、森有礼が初代文部大臣に就任した。森は、明治10年代の教育政策の紆余曲折を収め、天皇を中心とする国家主義的な教育体制の確立を目指したが、暗殺事件により死去した¹。1891（明治24）年6月に、第五代の文部大臣に就任した大木喬任が、同年、同月に「祝日大祭日ノ儀式ニ関スル規程」を制定した。

前稿で明らかにしたように、公教育確立期の祝祭日に挙行される学校儀式の中で、天皇制国家への同化及び畏怖の念を確立するに当たり、象徴的に大きな役割を果たしたものが、儀式での「御真影」への最敬礼と「教育勅語」の奉読であった。

なお、本稿の記述にあたって、年号は原則、西暦を本位とし、元号も併記した。仮名遣い・送り仮名・句読点は、原則として、旧字体は新字体へ改めた。原文にみられる誤字・誤植・脱字が明らかな場合には、筆者が適宜、修正した。

1. 「御真影」下賜の概要

前稿でも参照した佐藤秀夫の論考を基に、御真影の下賜の流れについて概要をまとめる²。

まず、「御真影」の最初の学校への下賜は、1874（明治7）年、6月に宮内庁から文部省経由で、東京開成学校に行われた。これは、東京開成学校が、文部省直轄学校の最上位に位置していたためである（宮内庁書陵部所蔵、明治七年、「御写真録」）。

次に公立学校への最初の下賜は、1887（明治20）年9月、沖縄県尋常師範学校に対して許可された。当初は天皇の写真のみであったが、同年12月に皇后の写真の下賜願いを上申し、許可された。なお、初代文部大臣の森有礼は、同年2月に沖縄県を公式視察していた（宮内庁書陵部所蔵、明治二十年、「御写真録」）。

同年、10月、初めて、尋常師範学校・中学校への下賜が、東京府尋常師範学校・同尋常中学校を対象に許可された（宮内庁書陵部所蔵、明治二十年、「御写真録」）。

1889（明治22）年11月、三重県の高等小学校へ、初めて、御真影の下賜が許可された（宮内庁書陵部所蔵、明治二十二年、「御写真録」）。

以上が大まかな流れである。続いて、詳細な下賜状況を、先行研究を基に見ていこう³。

2. 「御真影」の下賜に関わる先行研究の整理と考察

① 1960年代の研究と考察

前稿で言及した「祝日大祭日ノ儀式ニ関スル規程」について、最初に詳細な研究を行ったのは、佐藤秀夫である⁴。佐藤の研究に、「御真影が学校に下付されるようになったのは15年頃からであったとみられる。当初は、大阪中学・東京師範・同女子師範・第一高等中学等、主要な官立学校に対してであったが、20年以降、府県立の尋常師範・中学等へも下付されるようになった。その最初の事例が、20年9月沖繩尋常師範学校に対してであったということは、単なる偶然ではない」。その後は、「明治22年12月19日の文部省総務局長通知を契機として、全国の小学校に下付されることになった」、と記されている⁵。

先に進む前に、佐藤が挙げた「文部省総務局長通知」の内容を確認しておこう⁶。

文部省普通学務局例規類纂第一編

○第一類 御真影

[明治二十二年十二月十九日 総務局長通牒] (道府県へ) 高等小学校へ御真影下賜の件

聖上竝 皇后宮御写真ノ儀是迄道府県立学校等へハ夫々拝戴相成来候処自今高等小学校へモ申立ニ依リ下付可相成筈ニ有之候就クテ右拝戴方申立相成候ニハ先以後来維持ノ目的モ確立シ且他ノ模範トナルヘキ優等ノ学校ヲ撰ミ当省ヲ経テ申立相成可然候將又右拝戴ノ上ハ決シテ不敬ノ儀無之様御注意相成度ハ勿論ニ候間此儀ハ豫テ御含置相成度此段及通知候也

通知によると、優等な高等小学校を選び、文部省を経て申し立てにより、下賜するものとされている(天皇の行啓などの特別なご縁がない限り、尋常小学校は下賜の対象外であった)。

他方、教育に関する勅語(「教育勅語」)は、文部省の訓令第八号で公告され(官報 第二二〇三号、明治二三年十月三十一日)、謄本が各学校へ下付された。

文部省訓令第八号

北海道庁 府県

今般教育ニ関シ

勅語ヲ下タシタマヒルニ付其謄本ヲ頒チ本大臣ノ訓示ヲ発ス管内公私立学校へ各一通ヲ交付シ能ク聖意ノ在ル所ヲシテ貫徹セシムヘシ

明治二三年十月三十一日

文部大臣 芳川顕正

以上のように、御真影は、各学校からの申し出を基に文部省を経て宮内庁から下賜されたが、教育勅語の謄本は、文部省から各学校へと交付された。このように両者の下付の過程は大きく異なっていた。この違いは、前稿で儀式の社会的役割の解明に関わって考察した、E・デュルクムやR.K. マー-tonの儀式研究を基にすることで理解できる⁷。御真影は、いわば聖なる「現人神」のお写真であるため、近づいてはならない、観てはならない、ものであった。そのため、優等な学校からの申し出により、お厳かに宮内庁から、各学校へと下賜されていたのである。

他方、教育勅語は、軍人勅諭を念頭に置いて構想されたという経緯からもわかるように、学校に

下付し、臣民は勅語の精神を身体化せざるを得なかったのである。

次に、石戸谷哲夫によると、「天皇の写真が府県の願によって初めて下賜になったのは、明治六年十一月二十八日で、「其御影ハ豎一尺五寸余巾一尺位ニテ玉体ハ軍服ヲ召サセラレ椅子ニ倚リ杖ヲ持セ玉フ処ノ尊像」であった（日真誌明六・一二・五）。一中略— 小学生の写真拝賀は明治十年頃からあった。一中略— 明治二一年春、森文部大臣は在京知事に対して、自今天長節紀元節の二大祝日には職員生徒学校に集合して祝賀式を挙行すべし、と諭示した。ついで紀元節頌歌を頒った。この年府県立学校に天皇写真が下賜された。ついで二十二年十二月十九日付文部省総務局通牒で、高等小学校にも申立によって下賜されることとなった。全国尋常小学校へ下賜の件が上申されたのは、二十四年のことである」⁸。この記述からは、明治21年に府県立学校から、22年には高等小学校へ、そして24年以降に、尋常小学校へと下賜されたと、読み取ることができる。

以上のように、御真影の下賜は当初、優等な各学校の申し出により行われていた。しかし、高等小学校への下賜に至る過程は、以下のように複雑で手続きは当然のことながら厳格であった⁹。(1) 県の内務部長から、郡長への上申該当校についての照会、(2) 郡長から知事への上申、(3) 知事から、文部大臣への稟申、(4) 文部省人事課長から、知事への「下賜」の通牒というプロセスを踏んで、約10ヵ月を要したという。一方、複写の「御真影」の場合、埼玉県では、複写の稟請から、複写の「御真影」の拝受まで1ヵ月足らずであったとされている¹⁰。因みに御真影の複写費用は学校の負担とされていた。当時、埼玉県では二円七十五銭、長野県では四円五十銭であった¹¹。現在のよ

② 1970年代の研究と考察

山本信良・今野敏彦によると、「御真影の下付は、初め主要な官立学校に行われ、明治二十年以降に府県立の尋常師範学校・中学校に下付された。明治二十年以降の最初の御真影は、沖縄県尋常師範学校に下付されているが、これは御真影の果たすべき役割を如実に物語っている。その後、二一年前後から、全国の府県立のほぼ全校にわたって下付されるようになった」¹²としている。

次に、籠谷次郎は、「下賜の時期については、必ずしも明らかでない。部分的には教育勅語発布の前とも、また後といわれているが、全体として下賜状況は定かでない」¹³、「下賜は二〇年頃から府県立学校を対象にはじまり、小学校へは二一年末から、二三年をピークに、御真影複写奉掲の許される二五年まで続いている。一中略—とくに小学校の場合、その下賜の対象が殆ど高等小学校であるという点である。尋常小学校へ下賜はないわけではないが、事例は僅少であり、この点両者を同一に論ずることはできない¹⁴」、としたうえで、官報や全国の学校沿革史の調査を基に下賜の実態の解明に取り組み、「儀制定以前には尋常小学校には奉掲すべき御真影はない。全国的規模での御真影（複写）の下賜は儀式規定の後にに行われており、むしろ儀式規定による挙式のためにこそ許可されたとみるべきである¹⁵」と述べている。

これまでの研究では、下賜の状況は明治20年以降、まず、府県立学校へ、次に23年には高等小学校へ、そして、24年以降は、尋常小学校へと、大まかな下賜の流れが捉えられていたが、籠

谷の研究によって、「祝日大祭日ノ儀式ニ関スル規程」の制定が、御真影の下賜（特に複写したもの）を促進させた実情が明らかになったのである。

ここで、先に進む前に、御真影の複写に関わる文部省令第七号、1892（明治 25）年、について見ていこう¹⁶。

文部省令第七号

六月一七日

明治二十四年六月文部省令第四号小学校祝日大祭日儀式規定第一条第一款但書ノ場合ニ該当スルモ特ニ北海道庁長官府県知事ノ許可ヲ得テ複写シタル 御影若クハ北海道庁長官府県知事ニ於テ適当ト認メタル 御影ヲ奉蔵セル学校ニ於テハ其本文前段ノ式ヲ行フヘシ

上記の第一条第一款但書ノ場合というのは、学校長教員及生徒天皇陛下及皇后陛下ノ 御影ニ対シ奉り最敬礼ヲ行ヒ但未タ 御影ヲ拝戴セサル学校ニ於テハ本文前段ノ式ヲ省クことを指している、祝日大祭日の学校儀式において、御真影がない学校においては、最敬礼を省くというのである。御真影の複写が可となることで、尋常小学校にも普及していくことになった。

籠谷は次の論文において、近畿地方、特に、大阪・京都の尋常小学校への下賜の状況を、主に各校の沿革史を基に調査した結果をまとめている。籠谷の調査にあたっての問題意識は、多くの研究者が当時の学校儀式においては、「御真影」への最敬礼と「教育勅語」の奉読が行われていたとすること、前者の「御真影」の下賜がすでに行われていたと推測することへの疑問であった。「御真影」の下賜状況を、大阪について見ると、「全体としては明治末期で 40%程度で、大正初期大正天皇御真影下賜によりようやく 50%を超える状況である」、京都については「明治末期奉置校は 30%にも満たず、大正末においてもようやく 50%程度である」と記している¹⁷。この調査結果からは、全国の状況はわからないが、大阪府・京都府においては、籠谷の問題意識の妥当性が裏付けられた。御真影の下賜は、「祝日大祭日ノ儀式ニ関スル規程」や「文部省令第七号」、(明治 25 年)の後押しによっても、明治期において最も在籍者が多い尋常小学校において、普及は道半ばであったのである。

③ 80 年代の研究と考察

小林輝行の 80 年代の一連の研究は、それまでの籠谷らの官報や沿革史を基にして、下賜を受けた側からの史料を基にした研究とは観点が大きく異なる¹⁸。御真影の下賜状況を、初めて、下賜する側の宮内庁書陵部所属の「御写真下賜関係文書」を基にして、その実情を明らかにした画期的な研究であった。小学校への下賜実態について、その要点を挙げる¹⁹。この段階に至り、それまでの下賜された学校の記録を基に実態の解明を行ってきた研究が、下賜を行った宮内庁の下賜記録を基にした研究によって、その実態が全国規模で全容が明らかになったのである。

第一に、明治 20 年及び 30 年代の下賜状況は、小学校（尋常小学校が前者で、尋常高等小学校と高等小学校が後者を一括したもの）に対する下賜率と、尋常小学校の下賜率には大きな懸隔がある。第二に、明治 29 年の段階で、全国の尋常高等小学校・高等小学校の約半数が「御真影」を下賜され奉戴していた。第三に、後者の下賜率が、道府県により異なっていた。第四に、明治 20 年

代と30年代の下賜率を比較すると、「御真影」の拝戴校は増加しているながら、その浸透状況は相対的に後退している。第五に、小学校への下賜数が、明治20年代には、1767であるのに対して、30年には、1309と減少している、ことなどを明らかにした。

これまで、先行研究を概観してきたが、明治20年代と30年代の「御真影」の下賜状況については1980年代に至り、ほぼその全容が明らかになったといえよう。

3. 「御真影」について

① 制作過程

まず、各校に下賜された「御真影」が、どのように制作されたのかを確認しよう。「明治天皇の肖像写真は多くなく、一般に知られているには、明治五年（和装）、六年の写真（洋装）と、明治二十一年の肖像（「御真影」）の三種類である」という²⁰。「御真影は、カメラで直接撮影された写真ではなく、人間の手で描かれた“絵”の複写にはかならなかったのである。しかもそれを描いたのは日本人の画家ではなく、コンテ画・石版画・銅版がなどによるこの種に肖像作成に熟達し、優れた技倆の持ち主であった外国人であった。一中略—イタリア人、エドアルド・キョッソーネが明治二十一年一月に描いたものである。できあがった原画を、当時東京で最も有名な写真家のひとり丸木利陽が、キョッソーネの指導のもとに「試写数回、数十日を費やして」（明治天皇紀）複写し、「写真」として仕上げた」ものであった²¹。

多木は、「御真影」が絵であって、写真ではなかった理由として、「政府がキョッソーネの技法を採用したことは、視線の歴史の進行に逆らっていた。しかし、この古さこそ、天皇の肖像制作には適切な技法であった。かくてキョッソーネの肖像を眼にすると、写真というものが初めてもらった“その時に撮った”という時間性は消えさる。天皇はまさに近代的軍服を纏った“身体”としての眼に見えるように表現されているが、そのイメージは、時間のなかにある個別性ではなく、技法の必然として時間を超え出た存在であった」と述べている²²。

「御真影」が写真ではなかった理由を、筆者が前稿で言及した、E・デュルケムの儀礼の場において聖物との関わりからの観点から捉え直すとして²³。天皇のお写真を直接見せることで、臣民は聖なる立場の天皇の实在をいやが応もなく見て、感じてしまう。肖像画を写真にして「御真影」にするという、回りくどい手間をかけることで、臣民が天皇の実物を注視することを回避し、聖なる存在との交流を遮断する方策としてとったものと推測している。

② 学校儀式の挙行と体験談

儀式の社会的な役割を研究したR.K. マートンは、「集団の成員が集まって共同活動に参加する定期的な機会が与えられるので、儀式は集団的同一性を強化しているといえる。一中略—かような儀式は、立ち入って分析すれば、集団統一の基礎的根源ともみられる心情に集団的表現を与える手段である。」と述べている²⁴。この観点からすると、学校儀式が、参加する生徒に、同一性の強化や

心情の集団的表現に与ることがわかる。この認識を基に、実際の学校儀式の様子を見ることにしよう。

「祝日大祭日ノ儀式ニ関スル規程」に基づく学校儀式の様子を、前述の石戸谷は、「神聖な儀式場面こそは、制度に拠る指導者たる教員の、その威信が最高度に発揮される機会であった。冷厳な式場で、決定されている行動型の通りに振舞う教員の、五体からは人間性が消え去って、そこにあるのは、制度の一箇純粹な機械である。校長先生はやや前かがみに、テンポを殺して歩行し、紫の帳を静かに開く。写真の額が薄暗い効果をもってあらわれ、呪文のような勅語が読みあげられる時、いつもは声をからしても静まらない子供たちが、沈黙の石の集合となるではないか。ふだん頭のあがらぬ村長や町会議員や視学が、檀下に低く頭を垂れているではないか。教員たちが、むやみとこうした儀式を挙行し始めたとしても、もっともなことである」と記している²⁵。

戦前期の学校儀式の体験談には、多かれ少なかれ、儀式の冷厳さ・厳粛さ・緊張感などが描かれている²⁶。その実例をいくつか紹介しよう。

教育勅語発布の頃、小学生であった生方敏郎の『明治大正見聞記』(1926年)によると、フロックコートを着た校長が式場に現れ正面に進み、「御真影」に最敬礼した後、教育勅語を読んだ。学校儀式の様子を以下の様に記述している。

彼は「朕惟ふに」と冒頭まず音無きが如く静かに起し来る。聴衆は水を打ったる如く静まり返り、ただ咳きする音のみ聞こえる。勅語の半ばに入るや音吐朗々、或は白玉の盤上をまるぶが如く、或は滔々として大河の奔流する如く、或は平らなる湖水に春風のたいとうたるが如く、桜花のらんまんたるが如く、而して最後に白刀一閃下るが如くして止むのだ。

その後、大正デモクラシーの下で小学校に通った大岡昇平は、教育勅語は学校で教わり、二年生以上の子どもは暗記していた。そして勅語奉読について、『天壤無窮』という言葉は口調がよく、意味がわからぬながら、なんとなく荘厳な気持ちに誘われた(『幼年期』1973年)と書いている。

そして、日中戦争下、小学校に在学していた小田実は勅語奉読を聞く子どもの気持ちを書いている。「……………「チンオモウニ……………」と始まるのであるが、もうそのときには校長は「現津神」の代行者として「神」の位置に立ち、私たちは私たちが地にひれ伏す「臣」と化し去っているのだが、そのとき私たちの周囲には国とか天皇とかいうただならぬものがたちこめていて、子供心に私はすくなくともそのただならぬさは感じとっていた(『私と天皇』1975年)。

上述した御真影への「最敬礼」のあり方については、1891(明治24)年7月3日の総務局長通牒で、それぞれが異なった最敬礼を行うことは不都合であるとして、「最敬礼ノ式ハ帽ヲ脱シ体ノ上部ヲ前ニ傾ケ頭ヲ垂レ手ヲ膝ニ当テ敬意ヲ表スルモノトス但女子洋服着用ノ節ハ脱帽ノ限ニ在ラス」と、最敬礼のあり方を徹底させたのである²⁷。

③ 奉置に関わる法令

先行研究の考察で見てきたように、「御真影」は、「祝日大祭日ノ儀式ニ関スル規程」(1891年)や「文部省令第七号」(1892年)を契機として、徐々にではあったが、小学校へと下賜されていた。そ

ここで直面することになったことは、それを学校内でどのように奉置・奉護するのか、という極めて大きな難題であった。

当初は、1891（明治24）年4月8日、文部省令第二号の「小学校設備準則」第二条、「校舎ニハ天皇陛下及 皇后陛下ノ 御影並教育ニ関スル 勅語ノ 謄本ヲ奉置スヘキ場所ヲ一定シ置クヲ要ス」とし、学校での奉置責務を明確にした。しかし、同年11月17日の文部省省令第十五号で「小学校設備準則」を、本則中ニ規定スヘキ性質ノモノニアラスとして改正し、上記の第二条を外した²⁸。

新たに1891（明治24）年11月、文部省訓令第四号、「管内学校へ下賜セラレタル 天皇陛下 皇后陛下ノ 御影竝教育ニ関シ下シタマヒタル 勅語ノ 謄本ハ校内一定ノ場所ヲ撰ヒ最モ尊重ニ奉置セシムヘシ」

として、改めて厳重な奉護を指示した。このため、校内で厳重に保管することとなった。明治時代には、校舎内若しくは、より安全に保管することが可能な県庁・郡庁・役場などに保管されることとなった。その後、校舎内に奉安所を設け、そこに奉戴する学校も増えていった。

翌年、1892（明治25）年3月には、上記文部省訓令第四号に基づき、東京府では、東京府令第十六号が出された。

「管内学校へ下賜セラレタル

天皇陛下

皇后陛下ノ 御影並教育ニ関シ下シタマヒタル 勅語謄本ハ校内一定ノ場所ヲ選ヒ最モ尊重ニ奉置スヘシ

続いて翌年、1893（明治26）年1月20日、文部次官通牒、御真影並勅語謄本取締方ニ関スル件（道府県へ）が出された。

「聖上 皇后両陛下御真影並勅語謄本奉置方ニ関シテハ二十四年当省訓令第四号ノ発令アリ尚取締向ニ付テハ御通牒置候義モ有之候處近來 御影又ハ 勅語謄本ヲ紛失シ又 御影ヲ学校外ニ奉遷セシ等ノ箇所有之不都合ノ義ニ付右等ハ兼テ十分御取締相成候義トハ存候得共自今一層嚴重ニ取締方注意セシメラレ候様致度此段及御通牒候也」

上記の訓令第四号にも拘らず、最近では御真影や勅語謄本を紛失し又は、学校外に移すような管理不充分の事例がある。今後は、厳重に奉護するように、という指示である。

この通牒に対して、同年、1月26日に兵庫県から、御真影並勅語謄本奉置ノ件で問い合わせ。「天皇 皇后両陛下御真影並 勅語謄本奉置場ノ儀ハ各学校内ニ為設充分取締致居候得共職員少数等ニシテ宿直ノ設ケ充分ナラス若クハ山野等ニテ人家ニ隔離シ不安心ノ虞有之学校ニシテ平素ハ町村役場等充分取締行届キ候ケ所ニ奉遷シ保管致度旨伺出候一後略一」

御真影や勅語謄本を厳重に管理したいが、職員の数少なく宿直を担当することができない。また、近くに人家がなく不安なので、普段は（祝日大祭日の儀式日以外）、役所へ奉還して、管理・保管していいものか、という問い合わせであった。

同年、2月7日、文部次官の回答

「客月二十六日付ヲ以テ 御真影並 勅語謄本奉置場ノ儀ニ付次官宛御問合ノ趣了承右ハ取締上必要ト認メラレタル場合ニ於テハ御申越ノ通御取斗相成差支無之ト存候此団及御回答候也」

文部次官の回答は、御真影や勅語謄本を厳重に管理するために、県の問い合わせの件は許可する、というものであった。この回答の末尾には、(参照)として、三重県の高等小学校に下賜した御真影を郡役所に奉蔵を許可した旨が記載されている。

④ 奉置に関する学校での具体的注意事項

鈴木亀寿は、視学の経験と見聞を基に、奉置のあり方について言及している²⁹。当時の奉置に対する厳格な取り扱いの詳細を理解することができるので、ここで全文を紹介する。

- 一、御影及 勅語謄本の奉置所は、二階造の校舎にては、階上最も森厳なる室に設くるべし、
—後略—
- 二、御影及 勅語謄本の奉置所は、平屋造の校舎にては、講堂若しくは教員室に設くべし。
- 三、新たに校舎を建築せんとする場合には、可成特に奉置室を設くべし。
- 四、特に学校の境内に實蔵の如きものを建設し、此に奉置するは敢て妨なし。
- 五、御影及 勅語謄本の奉置所には、必ず標札を掲げ置くべし。
- 六、相当の手續によらざる、御影を奉掲するが如きことあるべからず。
- 七、式場に 御影を奉掲するには、天皇陛下を向て左とし、皇后陛下を右とすべし、但入口の都合によりては之を反対にすることあるべし。
- 八、常に教室に奉置する場合には、生徒の向きを正面となすべく、若し已むを得ずして側面となすも、決して背面となすべからず、但此場合には幔幕等を以て鄭重に仕切りをなすべし。
- 九、勅語謄本は、丁寧に表示するを可とする。但表装中は、教員立合の上不敬に涉らず様注意すべし。
- 十、勅語謄本のみを拝戴せる学校にては、必ず箱入りとなし、教員室等に特に奉置所を設くべし。
- 一一、御影を拝戴せる学校に於ては、必ず宿直の法を設くべし。但其学校内に教員住宅の設あり、常に其管守を欠かざるものは、特に宿直を置くを要せず。
- 一二、御影及 勅語謄本の奉置所は、之を堅固に取付け、其前戸には錠を付し、錠は学校長之を管守し、開校時間外は、宿直員をして管守せしむべし。
- 一三、奉置所の近傍には、可成化学薬品の如き、危険の虞わるものを置くべからず。
- 一四、御影奉置所の装置は、神殿風の装飾をなさざるを可とす、又一切菊花御紋章を附することなきやう注意すべし。
- 一五、式場に 御影を奉掲せしとき、挿花等をなすは妨なしと雖、神酒其他の供物等をなす可らず。
- 一六、教員住宅の設なき場合と雖、校長若しくは主席教員は、御影及 勅語謄本管守の責に任ずるがため、可成学校の近傍に居住すべし。
- 一七、御影を拝戴せる学校にては、可成非常警備人を定め置くべし。

- 一八、御影及 勅語謄本は非常変災の時の外、学校外に奉還すべからず。
- 一九、御影を拝戴せる学校にては、非常変災のため、予め奉還所を定め置くべし。
- 二〇、御影を拝戴せる学校に於て、本規程の設備をなす能わざるときは、其設備完成まで、仮に郡市役所に奉置すべし。

以上の順守事項に補足をする、二階建ての校舎においては、一階に奉置すると、一階の御真影の頭上を、二階の生徒が歩くことは、不敬にあたるため二階に奉置すること³⁰、非常変災への対応のために、予め奉還所を定める場合には、第一が神社、次に官衙、寺院と定めておくなどがある³¹。

4. 教員の職務と御真影・勅語謄本の奉護

① 教員の名称と職責の規定

御真影の奉護は、教員の重要な職務となっていった。そこで、教員の名称と職務について、主に『法令全書』（内閣官報局、各年版）、『官報』（内閣印刷局、各号）を基に見ていこう。

1873（明治6）年8月12日、太政官布告第二百九十六号、文部省職員中大小監ヲ廃シ更ニ大中小視学書記ヲ置キ且教員ノ等次学位ノ称号等別表ノ通改定候として、

「官立諸学校の教員は、大学は教授（一等～五等）、中学は教諭（同）、小学は、訓導（同）」となった。1872（明治5）年の「学制」には、訓導の名称がなかったが、本布告をもって、小学校教員の名称は、訓導が正規の名称となった。

1881（明治14）年6月15日、太政官達五十二号、府県立町村立学校職員名並びに准官等左ノ通知定として、小学校には「長」（十一等から十七等）及び「訓導」（一等から七等）が置かれ、公立学校教員を官吏に準じて待遇することとなった。この背景には、教員の生活苦や官吏待遇の要望があった³²。

1885（明治18）年1月10日、太政官第一号
「府県立学校長（准八等官）一等教諭ノ儀特別ノ詮議ヲ以テ奏任トナスヲ得此旨相達候事」
とし、学校長及び首席教諭は、奏任待遇となった。

1886（明治19）年12月28日、閣令第35号、内閣総理大臣伯爵伊藤博文
公立学校教員名称ヲ定メ判任ヲ以テ待遇ス

「公立学校職員ノ名称ハ尋常中学校及等位ノ之ニ準スヘキ学校ニ於テハ学校長教諭助教諭書記トシ
小学校及等位ノ之ニ準スヘキ学校ニ於テハ学校長訓導トシ判任ヲ以テ待遇スヘシ」

1890（明治23）年の勅令二百十五号、「小学校令」の第六章、小学校長及教員、第五十三条、「小学校ノ教員中小学校ノ某教科科目ヲ教授スル者を専科教員トシ其他ノ者ヲ本科教員トス小学校ノ教員中小学校ノ教科科目ヲ補助教授シ又一時教授スル者ヲ准教員トシテ其他ノ者ヲ正教員トス」と規定され、専科教員と本科教員、続いて、准教員・正教員の別が示された³³。専科教員とは、体操・唱

歌・裁縫・手工などを担当する教員であった。

先に進む前に、当時の官吏任用制度について、確認しておこう。

1889（明治 22）年 2 月 11 日、大日本帝国憲法が公布され、第 10 条 官制大権及び任免大権及び、その後、1890（明治 23）年 3 月 27 日、勅令第五十号、各省官制通則の改正、1893（明治 26）年 10 月 30 日、勅令第百八十三号、文官任用令などを基に官制が整備されていった。官吏は、高等官と判任官に大別された。高等官は、勅任官と奏任官に分かれて、勅任官はさらに、親任官と親任官以外の勅令官に分かれていた。学校の教員は、官吏ではないが、前述したように、学校長及び首席教諭は奏任待遇、訓導は判任官待遇とされた³⁴。

翌年、1891（明治 24）年 6 月 29 日、勅令七十三号、市町村小学校校長及教員名称及待遇

「第一条 市町村立小学校校長及教員ノ名称左ノ如シ

- 一 小学校長
- 二 高等訓導 高等小学校ノ本科正教員タル者及尋常小学校ノ本科正教員中高等小学校ノ本科正教員タルコトヲ得ルノ資格ヲ有スル者ノ名称トス
- 三 訓導 尋常小学校ノ本科正教員タル者ノ名称トス
- 四 准訓導 小学校ノ本科准教員タル者ノ名称トス
- 五 授業師 小学校ノ専科正教員タル者ノ名称トス
- 六 准授業師 小学校ノ専科准教員タル者ノ名称トス

と規定され、教員の階層制・待遇の差が明確になった。

その後、半年も経たず、上記の複雑な官制は、同年、11 月 16 日の勅令二十八号、市町村立小学校校長及教員名称及待遇改正ノ件として改正された。

「第一条 市町村立小学校校長及教員名称左ノ如シ

- 一 小学校長
- 二 訓導 小学校ノ正教員タル者ノ名称トス
- 三 准訓導 小学校ノ准教員タル者ノ名称トス

第二条 市町村立小学校校長及正教員ハ判任文官ト同一ノ待遇ヲ受ク

小学校の教員は判任文官と同じ待遇とされた。

ここで、関連して、後述の宿直体制の理解を容易にするため、学校の官制・名称を、上記と同日の 11 月 16 日の勅令二百十七号、師範学校官制で見よう。

「第一条 尋常師範学校ニ左ノ職員ヲ置く

- 学校長
- 教諭
- 助教諭
- 舎監
- 訓導

書記

第二条 教諭助教諭舎監訓導及書記ハ判任文官ト同一ノ待遇ヲ受ク但教諭ノ中一人ハ特ニ奏任文官ト同一ノ待遇ヲ受ケセシムルコトアルヘシ

第三条 学校長ハ府県知事ノ命ヲ承ケ校務ヲ掌理シ所属職員ヲ統督ス

第四条 教諭ハ生徒ノ教育ヲ掌ル

第五条 助教諭ハ教諭ノ職掌ヲ助ク

第六条 舎監ハ教諭助教諭ノ中ヨリ之ニ兼任ス 舎監ハ学校長ノ命ヲ承ケ寄宿舎ニ関スル事ヲ掌ル

第七条 訓導ハ付属小学校児童ノ教育ヲ掌ル

第八条 書記ハ学校長ノ命ヲ承ケ庶務会計ニ従事ス

上記、二つの官制で、名称とその職責を理解することができる。

同年、12月12日の勅令第二百四十四号、公立中学校専門学校技芸学校職員名称待遇及任命では、訓導（公立中等学校には、付属小学校がないため）を除き同一の名称である。

なお、学校長の下での管理職である「教頭」については、1880（明治13）年3月23日、東京府知事に宛て「公立小学校教頭制実施伺」

「公立小学校授業上整理之為メ毎校教員之内ニテ教頭一名ヲ置キ其人名選定之上可届出此旨相達候事」とあり、授業の整理役の教頭を置くという位置づけであった³⁵。

次は、1886（明治19）年10月6日の勅令第六五号、「尋常師範学校官制ヲ裁可シ並ニ之ヲ公布セシム」

「第一条 学校長

教頭

教諭

助教諭

幹事

舎監

訓導

書記

新たに記載されている職名・職務及び待遇を確認すると、

第三条 教頭ハ教諭中ヨリ之ニ兼任シ学校長ノ監督ニ属シ教務ヲ整理シ教室ノ秩序ヲ保持スルコト掌ル、

第六条 幹事ハ学校長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ幹理ス、

第十一条 学校長及教頭ハ奏任ノ待遇ヲ受ケ学校長補以下ハ判任ノ待遇ヲ受ク」

となっている。

② 教員の服務規程

1891（明治24）年、11月17日の文部省令二十一号、小学校長及教員職務及服務規則が発出された。

「第一条 小学校長及教員ハ教育ニ関スル 勅語ノ趣旨ヲ奉体シ法律命令ノ指定ニ従ヒ其職務ニ服スヘシ

第二条 学校長ハ校務ヲ整理シ所属教員ヲ監督スヘシ 学校長ヲ置カサル学校ニ於テハ首席教員学校長ノ職務ヲ行フヘシ

第三条 正教員及准教員ハ児童ノ教育ヲ担任シ並之ニ属スル事務ヲ掌ルヘシ

と規定され、第一条で、教育勅語を基にした教育に従うこと、学校長を置かない学校では、首席教員が学校長の職務を執行することが、明示されている。本文部省令二十一号は、前述した文部省訓令第四号（1891年）と、同じ日に発出されていることを勘案すると、教員の職務の筆頭に、教育勅語謄本と同様、御真影についても、「最も尊重ニ奉置セシムヘシ」、と同等の扱いを求めていることは明白である³⁶。

③ 奉護と宿直

前述の1891年の「祝日大祭日ノ儀式ニ関スル規程」、同年の文部省訓令第四号及び文部省令二十一号に従って、学校ではより嚴重に、御真影と教育勅語の保管・管理に取り組んでいくこととなった。その具体策の一つが夜間の宿直体制の確立であった。「御真影」の奉護のため、学校に日直・宿直の制度が導入され、「御真影」・「教育勅語謄本」を、災害・火災・盗難から守るために、昼間は女性教員を含む教職員、夜間は男性教員が交代で当番に当たることとなった³⁷。

前述した、1893（明治26）年1月20日、文部次官通牒、御真影並勅語謄本取締方ニ関スル件への兵庫県の問い合わせには、職員の数が多いので、宿直を担当することができない旨について、文部省に問い合わせをして、文部次官は、それを許可している。これは、職員の数が多いならば、宿直を置くことと読み取ることができる。

佐藤秀夫は、「教員宿日直制は、御真影と勅語謄本の保管警備に発端していた。明治後半以後の学校規模の拡大にともなって、授業時間外の学校警備が問題として意識されるようになった。御真影、または複写御真影の下付にあたっては「奉安所」の設置とともに「奉衛規則」の整備が必須条件とされた。その「奉衛規則」には非常の際の警護・「奉遷」手順などとともに、それに直接あたる教員の宿日直制が必ず規定された」と述べている³⁸。

5. 宿直の実情

① 先行研究の考察

本節では、御真影と勅語謄本の保管警備に関わる宿直の実情を明らかにする。宿直に関する先行研究は、管見の限り、論文としては、「学校宿直制度の実態とその検討（第一報）—廃止直前の頃—」、「学校宿直制度の実態とその検討（第二報・最終稿）—その2 聞き書きによる現在の学校教育への示唆—」、「学校宿直制度の実態とその検討（第二報・最終稿）—成立と廃止をめぐる歴史的考察—」である。著書の一部で言及されているものは、いずれも、前稿の参考文献にあげた、『近代教育の

天皇制イデオロギー』の第二章、4、「祝祭日儀式規定」の浸透過程と、『御真影と学校』の第一章、第四節、「文部省訓令第四号」と御真影「奉護」問題で考察されている。この中で、前者の二つは、戦後の宿直についての聞き書き調査による研究である³⁹。

さて、本節と関わるのは、最後の青木純一の論考の前半部分と、上記の前稿で参考文献に挙げた論考である。

まず、青木によると、その中では、「祝日大祭日ノ儀式ニ関スル規程」や「文部省訓令第四号」を契機にして宿直制が導入されたこと、松本市の旧開智学校の史料を基に、宿直の規定や宿直日誌から、校内巡視のリアルな実態を明らかにしている。

次に、「祝祭日儀式規定」の浸透過程によると、御真影と勅語謄本の奉護にとって、宿直が深く関わっている事例として、長崎尋常小学校が挙げられている。「明治三十三年七月三日設備の都合により従来市役所内に奉安せる両陛下の御聖影を本日より本校に奉安し、当日より当宿直を実施す」とある⁴⁰。しかし、御真影と勅語謄本の奉護にとって、宿直が絶対不可欠なものと認識されるまでには、かなりの時間を要したように思われるとして、千葉県の神崎育英小学校の事例が挙げられている。当該の小学校では宿直は敬遠され、加えて郡役所が宿直代を値上げしないので、教員たちが金を出し合い、宿直させたのであった。「明治三十一年十一月十六日本日より飯塚周助を夜分又校舎用心の為め番を頼む事とせり其手当は月一円として職員一同より醸金することとせり」とある⁴¹。

そして、「文部省訓令第四号」と御真影の「奉護」問題では、「文部省訓令第四号」の発令によって、各学校で制度化されたのが教職員の宿日直であるとして、千葉・福井・富山県の訓令を挙げている。以下で、その内容を見ていこう。

千葉県では、1893（明治26）年9月2日付通牒「県訓令甲第八五号」により、「御影を奉蔵する学校に於ては、授業時間の外は当該学校教職員宿直すへし」と規定した。福井県では、1893（明治26）年11月25日付通牒により、「御影若くは勅語謄本は鄭重の上にも鄭重を加えて奉安若くは奉護し奉らざるを得ざるものに付、相当の方法を設け、宿直せしめざる向きは此際宿直せしめられ、非常に於ける奉護方法を設け本官の認可を請われたし」と、宿直の導入を命じた。富山県では、1900（明治33）年1月15日付「富山県訓令第六号」で「御影並 勅語謄本奉衛心得」で、「御聖影並勅語謄本を奉蔵せる学校に於ては、職員宿直方法を設け監督官庁に届出へし」と、宿直制度の導入を命じた。ただし、宿日直を含む厳重な「奉護」が、学校現場に浸透するまでには、地元の経費負担が大きかったために相当な時間を要したと書かれている⁴²。この指摘は、上記の先行研究と同様であった。

最後に、前稿執筆時に活用した史料を基に、東京府について見ていく。東京府では、1909（明治42）年11月2日付「東京府訓令第三一号」で、御真影下賜せられたる小学校に於て宿直の件において、「天皇陛下 皇后陛下の 御影を下賜せられたる小学校に於ては其校男教員をして宿直をなさしむへし」とされた⁴³。以上のように明治20年代～40年代にかけて、全国で「御真影」・「教

育勅語謄本」を奉護するための宿直が制度化されていった。

これらを踏まえたうえで、本節では宿直の実情を、全国・各地の学校の規定から明らかにするものである。

② 全国尋常中学校の宿直体制

下記の表は、「全国公立尋常中学校統計書 第十四表(実科、撃剣、柔術、学友会及宿直ニ関スル表)」を基に、筆者が作成し、まとめたものである(表の並び・表記は原文のまま)⁴⁴。

校名	宿直者ノ職名及定員
札幌	舎監一人、書記一人
函館	校舎ハ書記雇員交替之ヲナス寄宿舎ハ舎監三名及囑託教員二名交替之ヲナス
東京府	事務員及体操教員合セテ九人ニテ一人宛宿直
全 城北	書記一人
全 開成	事務員一人
京都府	舎監二名
大阪府 第一	教諭十二名助教諭三名書記三名教員心得五名合計二十三名ニテ輪番宿直ス
全 第三	校舎ニハ書記一人主任トシテ宿直シ教員ヨリ補助宿直ヲナス寄宿舎ニハ舎監一人
全 第四	定員三名書記専務二名兼務一名
全 第五	教諭(奏任待遇ヲ除ク)助教諭書記教員心得毎日一人宛輪番
全 第六	宿直ハ職員全体ノ交代トシテ毎日一名トス 寄宿舎ノ宿直ハ舎監ノ交代トシ定員ハ一名トス
神奈川県	校舎ハ教諭(首席ヲ除ク)助教諭、書記十一人毎日一人宛輪番、寄宿舎ハ舎監三人輪番
兵庫県 姫路	校舎ハ教員事務員輪番 寄宿舎ハ別ニ舎監ノミニテ輪番
全 神戸	教員事務員合セテ十五名輪番宿直
全 豊岡	教員及事務員合セテ十一名輪番宿直
全 洲本	校舎ハ教員事務員輪番 假寄宿舎ハ舎監三人輪番宿直
全 柏原	校長及奏任待遇ノ教諭ヲ除キ十一名輪番
全 龍野	教員書記合十一名輪番宿直
長崎県	職員十六人交代宿直
新潟県	職員全体輪番宿直
全 北浦原	校舎ハ一人寄宿舎ハ舎監二人
全 佐渡	校舎職員二名、寄宿舎舎監一名
全 長岡	校舎職員一人校丁一人寄宿舎ハ舎監一人使丁一人
全 中頸城	職員二十一名輪番宿直
埼玉県 第一	宿直者ハ職員遞番之レニ当ル
全 第二	校舎ハ職員事務員合セテ五人ニテ一人、輪番宿直シ寄宿舎ハ舎監三人ニテ交代宿直ス
群馬県	校舎書記三名寄宿舎ハ舎監四名輪番宿直
全 群馬分	書記一人職員四人ニテ輪番宿直
全 多野分	書記一人職員三人ニテ輪番宿直
全 甘楽分	書記一人職員三人ニテ輪番宿直
全 碓氷分	書記一人教員四人
全 利根分	書記一人教員四人 外ニ舎監二人
全 新田分	書記一人教員三人
千葉県	書記一人

茨城県	事務員三人輪番宿直
全 土浦分	事務員二人教員一人輪番宿直
全 下妻分	教員七人事務員一人輪番宿直
栃木県	教諭助教諭書記輪番宿直 寄宿舎ハ舎監二人ニテ宿直
全 栃木分	首座教諭ヲ除キ職員一人、輪番宿直寄宿舎ハ舎監四人輪番宿直
奈良県	書記一人舎監一人
全 畝傍分	職員輪番ノ制ナレモ当時ハ首席教諭ノ常宿直ニ止ル
全 五条分	職員一人舎監一人
愛知県 第一	事務員一人舎監一人
全 豊橋 時習館	教諭兼舎監書記二人舎監兼助教諭心得一人輪番
静岡県 静岡	本校舎職員交互一人寄宿舎舎監一人
全 浜松	教諭助教諭書記交互一名（奏任待遇ヲ除ク）寄宿舎舎監一人
全 韮山	職員十人舎監三人輪番宿直
山梨県	書記一人助教諭心得一人
滋賀県 第一	職員一名、輪番 寄宿舎ハ舎監一人
全 第二	本校舎ハ教諭、助教諭書記内ノ一名宿直ヲナス 寄宿舎ハ舎監ノ内一名
岐阜県 岐阜	職員一人、交代 寄宿舎ハ舎監一人
全 斐太	小使一名
全 大垣	寄宿舎舎監一名（門衛小使ノ宿直アリ）
長野県	校舎ハ職員事務員一人、寄宿舎ハ舎監一人
全 長野分	全上
全 上田分	舎監一人
全 飯田分	全上
宮城県	事務員教員合テ二十三人一人、輪番
全 宮城分	全上
全 志田分	職員輪番
全 伊具分	全上
福島県 第一	書記一人雇一人
全 第二	校舎ハ教員書記九人寄宿舎舎監三人
全 第三	未定
全 第四	教員書記一人校長ヲ除ク
全 会津	教諭以下職員一人、輪番
岩手県 盛岡	助教諭書記中一人、寄宿舎舎監一人
全 一関	書記三人
青森県 第一	校舎職員一人、但シ奏任待遇ヲ除ク寄宿舎舎監四人
全 第二	校舎職員一人、寄宿舎舎監一人
山形県	職員合テ十四人輪番宿直 農科ハ舎監三人
全 米沢 興讓館	教員書記交番宿直 寄宿舎ハ舎監一名之ヲナス
全 荘内	教員書記一名、輪番寄宿舎ハ舎監一名、輪番
秋田県 第一	職員一名輪番但シ奏任待遇ノ校長教諭ヲ除ク 寄宿舎ハ舎監四名ニテ一名、交番ス
福井県 福井	職員一名輪番但校長首席教諭ヲ除ク 寄宿舎ハ舎監五名ニテ一名、宿直
全 小浜	校長及首席教諭ヲ除クノ外教員事務員輪番一名宛宿直ス
全 武生	現今仮校舎ニテ職員ノ宿直実行シ難キ慮アリ仍テ当直トシテ交代巡視ス宿直ハ小使交代シテ之ヲナス

石川県	職員一名輪番但校長及奏任待遇教諭ヲ除ク
富山県 富山	職員一名、交番宿直
全 高岡	教諭、嘱託、書記一名
鳥取県	教員、書記合テ十名輪番宿直
島根県 第一	校舎書記二名教員三名ノ内一名、輪番寄宿舍舎監四名ノ中一名、輪番
全 第二	職員宿直 但校長ヲ除ク 寄宿舍舎監交代
全 簸川	嘱託教師一名
岡山県 岡山	校舎事務員三人教員五人輪番 寄宿舍舎監一人兼任舎監三人
全 津山	寄宿舍ナシ
全 高梁	職員交番宿直但校長首座教諭ヲ除ク
広島県 第一	教員事務員輪番宿直
全 第二	校舎ハ教員十五名事務員三名輪番宿直寄宿舍ハ舎監三名
全 第三	校舎職員六名寄宿舍舎監二名
全 豊田	校舎職員七名寄宿舍舎監二名
山口県	校舎ハ職員十二人ニテ輪番宿直 寄宿舍ハ舎監三人
全 豊浦分	職員悉皆交番宿直
全 岩国分	職員一人、舎監一人
全 徳山分	職員一人、交代宿直ス
全 萩分	教諭三名助教諭四名書記一名事務員一名
和歌山県 第一	寄宿舍ハ舎監一名、輪番其他宿直ナシ
全 第二	校長校内ニ居住シテ生徒ヲ監督シ又二名ノ舎監二名ノ書記交番宿直ス
徳島県	職員一名、宿直
全 第一分	全上
全 第二分	首座教諭ヲ除ク外職員全体
香川県 高松	校長ヲ除キ職員全体毎日一名交番勤務
全 丸亀	職員一名、輪番宿直 但校長首座教諭ヲ除ク
愛媛県	全上
全 東予分	職員一名、交番宿直ス
全 南予分	首席教諭ノ外職員全体一名、宿直
高知県	奏任待遇教諭舎監兼務教員嘱託教員ヲ除キ二十七名
全 海南	舎監三人ヲ以テ一昼夜一人、夏冬季冬季ノ休日ニハ校長首座教員ヲ除キ他ノ教員ヲ加フ
福岡県 修猷館	本館ニハ教員事務員 寄宿舍ニハ舎監一名輪番宿直ス
全 伝習館	教員、書記
全 豊津	職員及舎監一名輪番宿直
全 久留米明善校	本校舎職員一人寄宿舍舎監一人
大分県 大分	校舎ハ校長首座教諭ヲ除キ職員十五人 寄宿直ハ舎監四人ニテ交番宿直
全 中津	教員書記十六名輪番宿直但校長嘱託ヲ除ク
全 宇佐分	教員事務員合テ九名宿直
佐賀県 第一	校舎ハ教員二十五名事務員四人ニテ輪番宿直寄宿舍ハ舎監六人ニテ輪番宿直
全 唐津分	教員七名書記一名舎監二名輪番宿直
全 第二	校舎ハ校長舎監ヲ除キ職員全体 寄宿舍ハ舎監四名
熊本県 済々黌	饗長舎監ノ外職員全体一名、輪番宿直
全 城北分	教員及書記十二名
全 城南分	全上

全 天草分	舎監及助教諭心得ニテ定員三人
宮崎県	校舎職員一人、寄宿舎舎監一人
鹿児島県 第一	校舎ハ書記輪番宿直 寄宿舎ハ舎監並ニ事務取扱輪番
全 第二	教諭二名助教諭一名書記一名雇教員三名
全 第三	校舎助教諭、書記四名寄宿舎教諭、助教諭、書記、雇教員四名
全 造士館	校舎ハ校長事務員五名 寄宿舎ハ舎監四名輪番宿直
沖縄県	定員ナシ但教員事務員一同輪番宿直ス

上記の考察の前に、調査の当該年度、1898（明治30）年の尋常中学校の全体像を確認しておこう。明治30年の全国の尋常中学校の総数は、157校、本校が、117校、分校・枝校が40校、内訳は、官立校が1校、公立が129、私立が27校であった⁴⁵。公立129校の内、上記は、128校分であるので、ほぼ全体を網羅しているものと判断できる（大阪府 第二は、記載なし）。

全国の宿直体制で共通の事項は、調査対象の学校のほぼ全てで、夜間の宿直体制が取られていた。校舎は、学校長及び首座教諭、奏任待遇の教員、女性教員を除く全員の輪番で1名、寄宿舎は舎監の輪番で1名が多かった。以下で、各校に置かれていた宿直の役割を見ていこう。

③ 学校及び教員指導書の宿直に関わる諸規定・項目（関連する箇所を、筆者が抽出した）

a. 群馬県師範学校 職員宿直心得（明治26年11月）⁴⁶

第一条 宿直ハ本校事務員交番ニ勤務スルモノニシテ毎日退散時ヨリ翌朝出校時マテヲ其勤務時間トス

第二条 宿直時間勤務中他ヨリ到達スル文章等ハ翌朝其主任者ニ引継クヘシ但至急ヲ要スル事件ハ即時相当ノ処分ヲナスモノトス

第三条 本校構内又ハ近傍ノ地ニ出火其他非常ノ事変アルトキハ当直小使ヲ指揮シテ迅速ニ校具ノ取片付ニ着手スヘシ

第四条 前条ノ場合ニ於テ校具持出ノ順序ハ左ノ通心得ヘシ

第一 御真影 勅語謄本

第二 金箱

第三 要用書類

第五条 御真影勅語謄本金箱ノ守衛ハ宿直員自ラ之ニ当ルモノトス

第六条 書類ハ平素類別シテ緩急ノ順序ヲ立テ予メ事務室備付ノ本箱ト戸棚トニ取纏メ置キ持運ニ便スルモノトス

第七条 宿直日誌ヲ備置キ要用ノ事件ヲ記入スヘシ

b. 現行令達要覧 御影並勅語謄本奉衛方（明治26年12月）⁴⁷

第一条 御真影並ニ勅語謄本ハ箱櫃ニ納メ校内清浄ノ場所ヲ選ヒ鎖錠ヲ施シ最モ尊重ニ奉置スヘシ 奉置所ニ施シタル菅錠ハ校長若クハ首席教員封印ノ上宿直員ニ於テ保管スヘシ

第二条 天災地変等ニ際シ

御真影並ニ勅語謄本ニ危険ノ虞アリト認ムルトキハ宿直員ハ勿論其他当該学校職員ニ於テ他 事ヲ擲チ直ニ予定ノ奉還場ニ奉還スヘシ

奉還場ハ戸長ニ於テ予メケ所乃至ニケ所選定シ置クモノトス

第三条 全条ノ奉還場ニ奉還シタルトキハ必ラス護衛者ヲ置クヘキモノトス

第四条 御真影並ニ勅語謄本奉置所ニハ猥リニ出入ヲ禁シ酒席等ノコトハ校長若クハ首席教員之ヲ勤ムヘシ

第五条 宿直ヲ置カサル学校ニアリテハ校長若クハ首席教員ニ於テ退校後又ハ休日等特ニ夜間ハ隨時巡視シ不取締ナキ様篤ク注意スヘシ

c. 長野県立代用 松本町立高等女学校一覽 九. 宿直規定(明治34年12月)⁴⁸

第一条 宿直員当直員ノ任務ハ大凡左ノ如シ

一、御真影及勅語謄本奉護

第二条 夜間ハ男職員一名宿直シ休業日昼間ハ女職員二名当直スルモノトス

宿直勤務時間ハ放課時限ヨリ翌朝登校時限迄(休業日ハ之ニ準ス)トシ当直勤務時間ハ休業日昼間宿直員ノ在ラサル間トス

第四条 宿直員及当直員ハ外出スルヲ得ス又飲酒シ或ハ猥リニ他人ヲ誘ヒ入ルコトヲ得ス

第五条 近火其他非常変災ノ虞アル場合ニハ速ニ最寄職員ニ通知シ臨機防備ノ手当ヲ為スヘシ

d. 静岡県立 浜松中学校一覽 第三 当直心得(明治35年1月)⁴⁹

第一条 当直ハ校長奏任待遇ノ教諭及舎監ヲ除キ職員一名輪番ヲ以テ之ヲ勤ム

第二条 当直員ハ御真影室ニ注意スベシ若シ非常事変ノ場合ハ御真影並ニ勅語謄本奉衛手續キニ依ルベシ

第七条 当直員ハ其時限内一切取締ノ責ニ任シ小使ヲ指揮監督スベシ

第四 御真影並ニ勅語謄本奉衛手續⁵⁰

第一条 御真影並ニ勅語謄本奉置ノ場所ハ講堂上段ノ間トシ宿直員ニ於テ之ヲ保管スルモノトス

第二条 御真影並ニ勅語謄本奉置セル場所ハ宿直員ニ於テ学校内外巡視ノ際特ニ注意ヲ加フヘキモノトス

e. 小学校実験管理談 第九十九 宿直と火の用心(明治35年9月)⁵¹

御影を拝戴せる学校にして、多数の教員を有する学校に在りては、必ず宿直の法を設けざる可らず。一中略一常に念頭に忘れざるべき必要事は、万一の場合に於ける、御影及勅語謄本持退の事なり。

f. 大分県師範学校一覽 二 小使服務心得(明治36年9月)⁵²

第四条 小使ハ二名ヲ、輪番宿直スルモノトス

但休業日ハ特ニ命令スルニアラサレハ当直ノ外出校スルニ及ハス

g. 埼玉県師範学校一覧 第五 職員宿直規定（明治36年12月）⁵³

第一条 職員（奏任待遇者、舎監、嘱託教員及女子教員ヲ除ク）ハ輪番ニ一名、宿直ヲ勤ムヘシ

第六条 新任ノ職員ハ就職後一週間ノ後ヨリ宿直ヲ勤ムヘシ

第七条 宿直職員執務ノ要項左ノ如シ

一、特ニ御影奉置室ノ管守ニ注意シ時々校舎内外ヲ巡視シテ非常時ヲ警戒シ殊ニ火ノ元ニ注意スルコト

一、出火若クハ近火ノ節ハ第一ニ 御影及勅語謄本ヲ守護スルコト

h. 青森県立第一高等女学校一覧 九 当直心得（明治40年2月） 第七条 当直ノ職務ハ左ノ如シ⁵⁴

一、御影勅語謄本ヲ奉護スベシ

十一 非常心得

第四条 避難着手順序ハ左ノ如シ

一 御影及勅語謄本

i. 東京府青山師範学校一覧（明治42年2月） 第八 宿直書記事務規定⁵⁵

第五条 宿直員ハ左ノ事務ヲ掌理ス

一、校舎ニ火災ノ起リタルトキ若クハ其他非常ノ場合ニハ其ノ状況ニ依リ左ノ事務ヲナスコト

イ、御真影及勅語謄本ノ奉護ニ任ジ危険ノ虞アルトキハ奉還スルコト

j. 山形県立鶴岡高等女学校一覧（明治42年10月） 第十六 職員非常心得⁵⁶

第二条 火災其他非常ノ事変ニ際シ物品ノ転致ヲ要スヘキ場合ニハ其順序ハ左ノ如シ

一 御影及勅語謄本

k. 東京府立第四中学校教育実況概覧 四、宿直（明治42年12月）⁵⁷

3. 本校ニハ明治二十七年畏クモ

両陛下御真影ヲ下附セラレ奉安所ニ奉置シアレハ

御真影ヲ保護シ奉ルハ宿直員ノ第一ノ要務タリ

4. 火災防禦ノ為メニハ平素、火元ニ注意シ予防ヲナスハ勿論ニシテ又時時消防演習ヲ行ヒ本校職員ハ水道栓ノ抜き方、水管ノ使用等ニ練熟シテ非常事変ニ備ヘタリ

以上、明治20年代の後半から、40年代前半の宿直に関わる規定を、師範学校4、高等女学校3、小学校2、中学校2の、計11校を概観してきた。そこから見える宿直の役割は、主に火災の際、御真影及び教育勅語謄本を、安全な場所へと奉護し、予め決めておいた奉還場（神社・役場など）へと奉還することにあった。御真影・教育勅語謄本を命がけで奉護し、火災・地震・津波などで、

殉職された先生方も数多くいた⁵⁸。前稿で考察したように、学校教育での、特に学校儀式においては、御真影・教育勅語謄本の持つ、天皇を中心とする国家の象徴としての役割が、余りにも大きかったため、先生方は火災や天災時（後のアジア・太平洋戦争時には爆撃の下）には、命を賭して、奉護・奉還したのである。

おわりにかえて

前稿では、教育（家庭教育・学校教育・社会教育など）の果たす社会化（socialization）の機能について、明治期の学校儀式の実情の解明という観点から論述した。社会化は、所属する集団に必要な知識や適的な規範・資質・行為の様式を身に付ける重要な機能である。特に、文部省・府県の訓令に従って、学校教育で展開される学校儀式・行事は、そのための象徴的な役割を担ってきた。

しかし、社会化は、既成の社会の価値観や秩序に盲目的に同調を迫るのではなく、その意味を自己の思考と社会的な経験を通じて合理的に批判し捉え直す能力の育成を含む過程でもある。前者は文化・伝統の継承であり、後者は学びを通じて、既存の社会のあり方、価値観・思考・行為を変革していくことといえる。この観点から見ると、戦前期の義務教育のあり方は、前者への偏重が著しく、高かったといえる。

学校教育による社会化は、同質化（homogeneity）と多様化（diversity）の二つに大別される。どのような社会も、同質化原理による社会化を抜きにして存続することはできないが、他方、多様化原理による自らの社会のあり方に対する批判的な観点を基にした、変革を抜きにして存続していくことはできない。

明治期以降・戦後期を経て、現在に至っても、学校儀式・行事は、現存の適的な規範意識を身に付けると同時に、次世代の社会及びその形成者である児童・生徒の資質の育成に大きな役割を果たしている。

本稿では、教育の果たす社会化の役割を踏まえたうえで、明治期における学校儀式に関わる、特に、「御真影」の下付過程及びその奉護と宿直の実態を明らかにしてきた。実は前者は、遠い過去の出来事ではなく、今日的な課題である。この20年余り、学校現場では、入学式・卒業式、周年儀式などの際、教員が国歌の斉唱や国旗への起立・最敬礼をしないと、校長の発した職務命令への違反行為を行ったという理由で、地方公務員法に基づいて、東京・大阪などで多くの先生方が懲戒処分等になった。教育委員会の通達の別紙には、儀式での国旗の掲揚・国歌の斉唱についてきめ細かい実施指針が記されている⁵⁹。改めて、通達の文章を読むと、前稿及び本稿で記述した明治期の学校儀式のあり方と、酷似していることに気が付く。

小学生の当時には、担任の先生の「昔の宿直の仕事は、大切なものを守る」という言葉を、深く考えずに、受け取っていた。しかし、明治期以降の学校での御真影・教育勅語謄本を奉護する宿直には、天皇を中心とした国家統合を目指す教学体制と表裏一体をなす教員の背負ってきた職責の重

さが現れていた。さらに、現在の教育に関わって、教師の「働き方」改革として、喫緊の課題となっている長時間労働の遠因の一つが、これまで述べてきた、戦前期の教師の役割・職責と通底していることが推測できる。

陰湿ないじめや自然災害が頻発する現在の学校で、長時間勤務に象徴される教師の「働き方」改革を実現するためには、近年、生徒の人権と関わって大きな問題となっている校則のあり方の検討や、生徒主体の学校行事の創造を含め、生徒と教職員の人権・生命を守るだけでなく、社会全体で人権意識を高めることが不可欠である。

本稿が、社会化の一端を担ってきた学校儀式・行事の役割の解明や日本の近代教育史を自ら探求していく、一つの契機となれば幸いである。

注

- ¹ 八木公生 (2001) 天皇と日本の近代 (上) 講談社 pp:105-106 森有礼は、1889 (明治 22) 年 2 月 11 日に、西野文太郎によって襲撃され、翌 12 日死去した。西野は「森有礼暗殺主意書」(斬奸状) で「今、彼ノ大廟ヲ褻瀆スル、是亦タ、古今未曾有ノ大變ニシテ、明治ノ大恥ナラズヤ。若シ誅戮セズシテハ、何ヲ以テカ之ヲ雪ガン・・・」と記している
- ² 佐藤秀夫 (2002) 日本の教育課題 第 5 巻 学校行事を見直す 東京法令 pp:138-143
- ³ 御真影の下賜の経緯の整理に当たっては、小野雅章 (2014) 御真影と学校 —「奉護」の変容 東京大学出版会 pp:10-18 を参照した。
- ⁴ 佐藤秀夫 (1963) わが国小学校における祝日大祭日儀式の形成過程 『教育学研究』30 巻 3 号 pp:43-52
- ⁵ 同上 p:46
- ⁶ 文部省 (1893) 普通学務局例規類纂第一編 p:1
- ⁷ 生駒俊樹 (2019) 学校と社会—公教育確立期の祝祭日と学校儀式— 成蹊大学『教職課程 年報—第 28 号—』(成蹊大学教職課程センター) p:55
- ⁸ 石戸谷哲夫 (1967) 日本教員史研究 講談社 pp:142-143
- ⁹ 辻本雅史・沖田行司編 (2002) 新 体系日本史 16 教育社会史 森川輝紀執筆分 p:286
- ¹⁰ 同上 p:286
- ¹¹ 同上 p:286、週刊朝日 値段の明治・大正・昭和 風俗史 (1987) によると、明治 25 年の大相撲の正面棧席が 35 銭 (p:521)、同 27 年の蕎麦 (かけ、もり) は、1 銭 2 厘である (p:35)。複写の値段は相当高額であった。
- ¹² 山本信良・今野敏彦 (1971) 近代教育の天皇制イデオロギー 新泉社 p:71
- ¹³ 籠谷次郎 (1973) 明治教育における学校儀式の成立 日本史研究 132 日本史研究会 p:32
- ¹⁴ 同上 p:41
- ¹⁵ 同上 p:42
- ¹⁶ 文部省大臣官房文章課 (1893) 明治二十五年 文部省命令全書 p:37
- ¹⁷ 籠谷次郎 (1975) わが国学校における「御真影」について (上) —その下賜と普及の考察—日本史研究 159 日本史研究会 p:28
- ¹⁸ 小林輝行 (1986) 明治期小学校への「御真影」の下賜浸透過程 全国地方教育史学会紀要第 7 号 pp:36-46、同 (1988) 学校下付「御真影」に関する一考察 日本歴史 第 483 号 吉川弘文館 pp:60-78、同 (1988) 明治期学校への「御真影」下付政策に関する一考察—「文部省総務局長通知」の背景とその意義— 日本史研究 315 日本史研究会 pp:65-83
- ¹⁹ 小林輝行 (1986) 明治期小学校への「御真影」の下賜浸透過程 全国地方教育史学会紀要第 7 号 pp:36-46

- ²⁰ 多木浩二 (2002) 天皇の肖像 岩波書店 p:114
- ²¹ 同上 pp:148-149
- ²² 同上 pp:162-163
- ²³ 前掲 生駒俊樹 (2019) p:55
- ²⁴ R.K. マートン (1961) 社会理論と社会構造 森東吾 森好夫 金沢実 中島竜太郎共訳 株式会社 みすず書房 p:59
- ²⁵ 前掲 石戸谷哲夫 (1967) p:110
- ²⁶ 山住正巳 (1980) 教育勅語 pp:8-10
- ²⁷ 前掲 文部省 (1893) p:38
- ²⁸ 寺尾捨次郎編 (1894) 学校管理法付録教育法令 大日本図書 p:121
- ²⁹ 鈴木亀寿 視学要言 模範学校 (1899) 同文館 pp:41-42
- ³⁰ 佐藤秀夫 (1994) 続・現代史資料 8 教育 御真影と教育勅語 1 みすず書房 p:38
山住の前掲書によると、ドイツの建築家ブルーノ・タウトが、1933年に大阪の小学校を訪ねた際、内部は快適で、教室もすぐれていると評価したうえで、「廊下の或る箇所が手摺でかこんである。その下の広間に御真影があるからだ」(『日本—タウトの日記』篠田英雄訳)と気づいたことが記されていた。 p:8
- ³¹ 根岸貫 (1902) 小学校実験管理談 東洋社 pp:172-173
- ³² 国立教育研究所編 (1974) 日本近代教育百年史 第三卷 財団法人教育研究振興会 p:110
- ³³ 前掲 寺尾捨次郎編 (1894) p:48
- ³⁴ 公立学校教員の待遇は、その後、文部省訓令第7号「奏、判任官ト同一ノ待遇ヲ受クル公立学校職員官等席次」明治26年5月29日、勅令第66号「公立学校職員俸給令」、明治36年3月28日で整備されていった。
- ³⁵ 東京教育史料体系 (1972) 第五巻 東京都立教育研究所 p:145
- ³⁶ 同上 pp:157-158
- ³⁷ 前掲 佐藤秀夫 (1994) p:18
- ³⁸ 佐藤秀夫 (1987) 学校ことはじめ事典 小学館 p:51
- ³⁹ 八藤後忠夫・斎藤修平・青木純一・岡本紋弥・佐藤和平 (2016) 学校宿直制度の実態とその検討 (第一報) 一廃止直前の頃—生活科学研究第38集 文教大学生生活科学研究所 pp:189-194
八藤後忠夫・斎藤修平・佐藤和平・岡本紋弥 (2017) 学校宿直制度の実態とその検討 (第二報・最終稿) 一その2 聞き書きによる現在の学校教育への示唆—生活科学研究 第38集 文教大学生生活科学研究所 pp:239-249
青木純一 (2017) 学校宿直制度の実態とその検討 (第二報・最終稿) 一成立と廃止をめぐる歴史的考察—生活科学研究第39集 文教大学生生活科学研究所 pp:227-237
- ⁴⁰ 山本信良 今野敏彦 (1973) 近代教育の天皇制イデオロギー pp:89-90
- ⁴¹ 同上 pp:89-90
- ⁴² 前掲 小野雅章 (2014) p:89
- ⁴³ 東京都立教育研究所 (1992) 東京都教育史 資料総覧 VOL.2 東京教育令規集 p:443
- ⁴⁴ 三井原仙之助「全国公立尋常中学校統計書 第十四表 (実科、撃剣、柔術、学友会及宿直二関スル表)」(1898) 富山房 pp:134-149
- ⁴⁵ 日本帝国文部省第二十五年報 (1898) 文部大臣官房文書課 pp:48-49
- ⁴⁶ 群馬県尋常師範学校 (1893) 群馬県尋常師範学校一覧 pp:66-67
- ⁴⁷ 現行令達要覧 (1894) 札幌外九郡役所第一課 pp:20-21
- ⁴⁸ 長野県立代用 松本町立高等女学校 (1902) 長野県立代用 松本町立高等女学校一覧 信濃新聞社 pp:63-65
- ⁴⁹ 静岡県立浜松中学校 (1902) 静岡県立 浜松中学校一覧 郁文舎 p:45

⁵⁰ 同上 p:46

⁵¹ 前掲 根岸貫(1902) p:174-175

⁵² 大分県師範学校(1903) 大分県師範学校一覧 大分県師範学校 p:56

⁵³ 埼玉県師範学校(1903) 埼玉県師範学校一覧 埼玉県師範学校 pp:95-96

⁵⁴ 青森県立第一高等女学校(1907) 青森県立第一高等女学校一覧 青森県立第一高等女学校 pp:37-40

⁵⁵ 東京府青山師範学校(1909) 東京府青山師範学校一覧 東京府青山師範学校 p:224

⁵⁶ 山形県立鶴岡高等女学校(1909) 山形県立鶴岡高等女学校一覧 山形県立鶴岡高等女学校 p:97

⁵⁷ 東京府立第四中学校(1909) 東京府立第四中学校教育実況概覧 東京府立第四中学校 p:57

⁵⁸ 前掲 佐藤秀夫(1994) pp:345-371

⁵⁹ 東京都教育委員会 入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱の実施について
通達(平成15年10月23日付15教指企第569号)
通知(平成16年3月11日付15教指高第525号)

https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/static/reiki_int/reiki_honbun/g170RG00003587.html

2021年9月29日、閲覧